

特別会計・企業会計・財産区予算の概要

【特別会計予算の概要】

会 計 名	平成20年度予算額	平成19年度予算額	増減
国民健康保険事業	9,404,153千円	9,404,650千円	0.0%
事業勘定	9,241,581千円	9,223,739千円	0.2%
診療所費	162,572千円	180,911千円	△10.1%
簡易水道事業	853,704千円	1,068,883千円	△20.1%
住宅新築資金等貸付	93,604千円	98,555千円	△5.0%
駐車場事業	59,502千円	57,446千円	3.6%
老人保健	920,375千円	9,408,694千円	△90.2%
介護保険事業	6,973,724千円	6,731,821千円	3.6%
農業集落排水事業	2,251,449千円	1,389,786千円	62.0%
公共下水道事業	1,687,596千円	2,556,453千円	△34.0%
浄化槽事業	62,594千円	113,371千円	△44.8%
サービスエリア	21,490千円	15,100千円	42.3%
市街地再開発事業	604,946千円	490,000千円	23.5%
後期高齢者医療	970,057千円	—	皆増
合 計	23,903,194千円	31,334,759千円	△23.7%

<国民健康保険事業>

国民健康保険法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っています。国民健康保険税や国庫支出金等により運営しています。

また、医療機関の不十分な地域住民の健康保持のため阿波・山田・霧生診療所を設置しています。

<簡易水道事業>

水道法に基づき、給水人口が100人以上5,000人以下の区域において安定した水の供給を行う事業です。上野地区の一部と島ヶ原・大山田・青山地区において管路の敷設や浄水施設の管理を行っています。また、上野地区においては、既設の簡易水道を統合し上水道に接続する、統合簡易水道事業も行っています。

本年度は、阿波（大山田）地区の整備事業の終了に伴い20.1%の減となっています。

<住宅新築資金等貸付>

同和地区の環境整備改善を図るため、同地区住民の住宅の新築等に必要な資金の貸付事業を行っていましたが、現在では貸付は終了し、返済業務と資金貸付の原資として市が借り入れた市債の償還を行っています。

<駐車場事業>

市が設置した8箇所の有料駐車場の円滑な運営と管理を行っています。

<老人保健>

老人保健法に基づき、老人医療受給者の疾病又は負傷に対して必要な医療給付を行っています。支払基金交付金及び国庫支出金により運営しています。

今年度から後期高齢者医療への移行により90.2%の減となっています。

<介護保険事業>

介護保険法に基づき、要介護認定を受けた方に対して、さまざまな介護サービスに関する給付を行っています。また18年度より地域包括支援センターを設け、介護予防に関する事業も行っています。主に介護保険料と国庫負担金により運営しています。

<農業集落排水事業>

農業用排水及び公共用水域の水質保全、農業集落の生活環境改善を図るため、し尿及び生活雑排水の処理にかかる集落排水施設の整備及び維持管理を行っています。

本年度より、新たに花垣地区と依那古地区の処理場建設に着手するため、62.0%の増となっています。

<公共下水道事業>

地域の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の整備や終末処理場の維持管理を行っています。主に市街地の下水を排除・処理する「公共下水道」と、市街地以外の下水を排除・処理する「特定環境保全公共下水道」があります。

本年度は、河合地区と希望ヶ丘地区の処理施設建設費の事業費が減額となったため、34.0%の減となっています。

<浄化槽事業>

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、青山地区の事業対象処理区域において、設置希望者からの申請により市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行っています。

設置希望者からの工事分担金と国庫支出金及び市債により浄化槽を設置し、毎月の浄化槽使用料により維持管理を行っています。

合併処理浄化槽の新設数が減る見込みであるため、44.8%の減となっています。

<サービスエリア>

名阪国道を利用する人々の利便性の向上と、地域の特産物等を含む商工観光を広く啓発するため、名阪国道下り線に設置された伊賀サービスエリアの管理・運営を行っています。

サービスエリア内の食堂及び売店等の営業を委託した民間事業者より売上げの一定比率を納入願い、市はその収入をサービスエリアの維持管理費に充てています。

<市街地再開発事業>

平成19年度から新たに設置された特別会計です。都市再開発法に基づき市が施行する市街地再開発事業の会計処理を行います。国庫支出金と一般会計からの繰入金、市債によ

り事業を実施していきます。

事業の本格的な始動に伴い、23.5%の増となっています。

<後期高齢者医療>

本年度から、法改正により老人保健特別会計から分離して75歳以上の後期高齢医療受給者の疾病又は負傷に対して必要な医療給付などを実施するための特別会計です。

受給対象者からの保険料の徴収などを行い、三重県後期高齢者医療広域連合に対し納付金を支払い、医療給付などの事務を県下で一元化して運営します。

【企業会計予算の概要】

会 計 名	平成20年度予算額	平成19年度予算額	増減
病院事業	4,086,038千円	4,162,866千円	△1.8%
収益的支出	3,650,187千円	3,690,445千円	△1.1%
資本的支出	435,851千円	472,421千円	△7.7%
水道事業	5,590,785千円	3,384,291千円	65.2%
収益的支出	2,020,384千円	1,915,232千円	5.5%
資本的支出	3,570,401千円	1,469,059千円	143.0%
合 計	9,676,823千円	7,547,157千円	28.2%

<病院事業>

伊賀市立上野総合市民病院を開設し、伊賀市の総合病院として市民の健康保持に必要な医療を提供しています。

収益的支出の主な内容は、医師、看護師などの給与費と医療にかかる材料費があります。

資本的支出の主な内容は、医療器械の購入費と企業債の償還金があります。

<水道事業>

安全でおいしい水の安定供給を行うため、浄水施設の維持管理及び整備、老朽水道管の更新、上水道未普及地域への拡張事業を行っています。

対象地区は上野地区（簡易水道区域以外）、伊賀・阿山地区で、それぞれに事業所を設置し業務を行っています。

収益的支出の主な内容は、浄水や給水にかかる人件費や維持管理経費、企業債の支払利息などがあります。

資本的支出の主な内容は、配水管更新事業や浄水施設整備、水道拡張等の建設改良費と企業債の元金償還金があります。

本年度は、公的資金の繰上償還を行うため、143.0%の増となっています。

【企業会計について】

地方公共団体が経営する水道（簡易水道を除く）、病院、鉄道、電気、ガス等の事業は、地方公営企業法に基づき、経理の方法を企業会計により処理しています。よって、一般会計やその他の特別会計とは異なり、当該年度の営業に関する収支（水道料金、診療報酬、人件費、物件費、材料費等）を「収益的収支」、投資的な収支（企業債、出資金、建設費、企業債償還金等）を「資本的収支」として、2本建ての予算が組まれています。

また、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表の作成が義務づけられています。

【財産区特別会計予算の概要】

会 計 名	平成20年度予算額	平成19年度予算額	増減
島ヶ原財産区	29,882千円	29,702千円	0.6%
大山田財産区	10,378千円	5,740千円	80.8%
合 計	40,260千円	35,442千円	13.6%

<島ヶ原財産区>

島ヶ原財産区は、旧島ヶ原村が過去の災害を教訓として保全してきた山林等の管理造成のために設置されています。主にゴルフ場への土地貸付収入により運営しています。

財産区が所有する山林等は合計で約410haあり、保安林216ha、山林91ha、雑種地など103haで構成されています。

<大山田財産区>

大山田財産区は、旧大山田村の住民を中心に保全、継承してきた「千歳の森」の管理造成を行うため設置されています。主に土地貸付収入と旧緑資源機構からの水源林造成事業の受託事業収入により運営します。

財産区が所有する山林等は合計で約198haあり、保安林121ha、山林53ha、原野24haで構成されています。

【財産区について】

財産区は地方自治法により法人格が認められた「特別地方公共団体」です。財産区の権限は、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に限られ、市のように広範囲で事務を処理することはできないとされています。また、市町村等は財産区の経費について会計を仕訳けする必要があります。

島ヶ原及び大山田財産区においては財産区の執行機関は市であり、議決機関は市議会ですが、財産の管理又は処分に関する事項については、条例に基づき設置された「管理会」の同意を得なければならないものがあります。